

静岡県がんセンター局告示第3号

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）第6条第2項の規定に基づき、静岡県立静岡がんセンター事業管理者が保有する保有個人情報が記録されている文書等の写しの交付等に要する費用等を定める要綱を次のように定める。

令和5年9月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 内田 昭 宏

静岡県立静岡がんセンター事業管理者が保有する保有個人情報が記録されている文書等の写しの交付等に要する費用等を定める要綱

（写しの交付等に要する費用）

第1条 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）第6条第2項の保有個人情報が記録されている文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録の開示の実施に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

（納付の時期等）

第2条 前条に規定する費用は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に規定する保有個人情報の開示の際に現金により納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、現金によりあらかじめ納付するものとする。

(1) 郵送による写し（電磁的記録を記録媒体に複製したもの、用紙に出力したもの等を含む。次項において同じ。）の交付に要する費用（送付に要する費用を除く。）

(2) 県以外の者に次の処理を請け負わせる場合における当該請負額に相当する費用

ア 別表1の項(2)及び(3)の写しの作成

イ 別表2の項(2)の特別の処理

ウ 別表3の項(2)の特別の処理

エ 別表4の項(4)の特別の処理

3 第1項の規定にかかわらず、郵送による写しの送付に要する費用は、郵便切手によりあらかじめ納付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（静岡県立静岡がんセンター事業管理者が保有する保有個人情報が記録された公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱の廃止）

2 静岡県立静岡がんセンター事業管理者が保有する保有個人情報が記録された公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱（平成15年静岡県がんセンター局告示第1号）は、廃止する。

（静岡県立静岡がんセンター事業管理者が保有する保有個人情報が記録された公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この告示の施行前にされた開示請求に基づく開示の実施に要する費用等については、なお従前の例によ

る。

別表（第1条関係）

| 文書等の種類 | 写しの交付等の方法 | 金額 |
|----------------------------------|---|-------------------------|
| 1 文書又は図画 | (1) 写しの交付（日本産業規格（以下「J I S」という。）A 4、B 4又はA 3の用紙を用いて行うものに限る。） | 単色刷りの場合 1枚につき10円 |
| | | 多色刷りの場合 1枚につき20円 |
| | (2) 写しの交付（J I S A 4、B 4又はA 3以外の用紙を用いて行うものに限る。） | 当該写しの交付に要する費用に相当する額 |
| | (3) その他文書又は図画の性質に応じて写しを作成する場合における当該写しの交付 | 当該写しの交付に要する費用に相当する額 |
| 2 録音テープ | (1) 録音カセットテープ（J I S C 5568に適合するものに限る。）に複写したものの交付 | 当該複写したものの交付に要する費用に相当する額 |
| | (2) その他必要な特別の処理を施してする開示 | 当該開示に要する費用に相当する額 |
| 3 ビデオテープ | (1) ビデオカセットテープ（J I S C 5581に適合するものに限る。）に複写したものの交付 | 当該複写したものの交付に要する費用に相当する額 |
| | (2) その他必要な特別の処理を施してする開示 | 当該開示に要する費用に相当する額 |
| 4 電磁的記録 （2の項又は3の項に該当するものを除く。） | (1) 用紙（J I S A 4、B 4又はA 3の用紙に限る。）に出力したものの交付 | 単色刷りの場合 1枚につき10円 |
| | | 多色刷りの場合 1枚につき20円 |
| | (2) フレキシブルディスクカートリッジ（J I S X 6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 | 当該複写したものの交付に要する費用に相当する額 |
| | (3) 光ディスク（J I S X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき50円 |
| | (4) その他必要な特別の処理を施してする開示 | 当該開示に要する費用に相当する額 |

備考 1の項(1)若しくは(2)又は4の項(1)に定める方法による場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。